

第3章

基本理念と基本的な方向性

1 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、すべての人がお互いの人権と尊厳を大切に、いきいきとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、すべての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するにあたっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。

第2次基本計画では、第1次基本計画に引き続き、こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざした「あらゆる差別をなくし、笑顔あふれる明るく住みよい人権のまち」の実現をめざすことを基本理念とします。

基本理念

あらゆる差別をなくし、

笑顔あふれる明るく

住みよい人権のまち

この基本理念の実現をめざして取り組むことが人権行政の推進を具体化することであり、また、次のような視点に配慮することが重要です。

(1) 自尊感情の確立ができる社会づくり

一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会が保障されなければなりません。

(2) ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

社会には、個性や価値観、民族や国籍などの多様性を認めず、同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

すべての人が幸せに生きるために、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

(3) 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い、共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、誰もが身近な関係にとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して、社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人間と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

(1)実施主体間の連携と市民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、本市や企業を含めた民間団体等、さまざまな実施主体によって行われていますが、現在、人権問題がさらに複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要です。

また、市民に対する人権教育・啓発は、市民の一人ひとりの生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられることから、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努める必要があります。

(2)発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、こどもから高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえて実施する必要があります。

特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、さまざまな人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、市民一人ひとりの日常生活における行動変容につなげることが極めて重要です。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきであり、また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施にあたっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択する必要があります。

(3)市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが市民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における市民の理解を得ることはできません。市民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、市民から、幅広く理解と共感を得られるものである必要があります。人権を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる人に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えません。

もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者(マジョリティ)」の理解が得られなければ「少数者(マイノリティ)」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないように、十分留意する必要があります。

このような点を踏まえると、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められます。

3 人権施策の体系

基本理念	あらゆる差別をなくし、 笑顔あふれる明るく 住みよい人権のまち		
配慮する 視点	(1) 自尊感情の確立ができる社会づくり (2) ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり (3) 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり		
人権教育・啓発の 基本的在り方	実施主体間の 連携と 市民に対する 多様な機会の提供	発達段階等を 踏まえた 効果的な方法	市民の自主性の 尊重と教育・啓発 における 中立性の確保
分野別人権課題に対する取組（第5章）	インターネット上の人権侵害	部落問題	
		女性	
		こども	
		高齢者	
		障がい者	
		外国人	
		本邦外出身者に対する不当な差別的言動	
		性的マイノリティの人々	
		その他の人権問題	
		人権教育・啓発の推進 (第4章)	